

# 相模原市立内郷中学校いじめ防止基本方針

【目指す生徒像】 自ら学び続け共生を尊ぶ心豊かな人（学校教育目標）

○将来の夢や目標をしっかり持てる生徒

○失敗を恐れずに何事にも挑戦し、最後までやり遂げようとする生徒

## 【家庭・地域との連携】

学校を公開し、家庭や地域とともに生徒の健全育成を推進する。

○開かれた学校づくり：授業参観・保護者会、学校へ行こう週間、各行事の公開

○PTA組織との連携、年度初めの保護者会で「内郷中学校いじめ防止基本方針」の確認を行う

○地域行事への参加・協力

○保護者アンケート・学校関係者評価の実施

○民生委員・主任児童委員との連携

## 【校内組織】

いじめ防止対策委員会

開催 各学期1回以上

構成員 校長・副校長・生徒指導主任・学年主任・養護教諭・支援教育コーディネーター・  
青少年教育カウンセラー・（スクールソーシャルワーカー）

## 【関係機関との連携】

迅速で効果的な対策をとるために、次の機関との連携を強化する。

教育委員会、児童相談所民生委員・主任児童委員、小学校、スクールポーター、県警少年相談保護センター、  
その他関係機関

## 【いじめの未然防止】

- (1) 生徒が主体的に学びに参加し、活躍できる授業づくりや集団づくりを積極的に行う。生徒会活動を中心に、ボランティア活動を充実させる。
- (2) 学校の教育活動全体を通じ、生徒の自己有用感を高められる機会の充実に努める。
- (3) 人権教育、道徳教育の充実や読書活動、体験活動などを推進する。
- (4) いじめ（いじめを疑われる事象を含む）について、校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、平素から研修を深め、共通理解を図るとともに、生徒・保護者に対しても周知徹底を図る。
- (5) 学校、PTA、地域の関係団体等と活動を共にする場やいじめの問題について協議する機会を設けるなど、家庭、地域と連携した取り組みを推進する。

## 【いじめの早期発見】

- (1) 日常的な観察や教員間の情報交換を充実させ、生徒の様子や変化に目を配る。
- (2) 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。
- (3) 在籍する生徒及びその保護者、教職員がいじめに関する相談ができる体制を整備する。

## 【いじめへの対処】

- (1) 被害生徒を守り、いじめをやめさせるよう、また、その再発防止のために、教育的配慮のもと毅然とした態度で加害生徒等を指導する。聞き取り等を含め、指導する際は必ず複数対応し、記録を必ず残す。
- (2) 教職員全員の共通理解を図り、保護者の協力、関係機関とも連携をしながら対応する。

## 【重大事態への対処】

重大事態が発生した場合は、教育委員会と連携して対処するとともに、同種の事態の発生の再発防止に資するために調査を行う。

### 1. いじめの防止等の取組を推進していく基本理念

いじめはどの学級でもどの生徒にも起こり得ることから、誰もが安心して学校生活を送れるよう、全教職員が共通理解を図り、同一歩調のもと、いじめのない学校づくりに取り組んでいく。また、学校と地域、家庭、その他の関係機関との連携も積極的に行っていく。

### 2. いじめの防止等の対策のための組織

学校内において、以下の構成員により、いじめ防止等の組織的な取組を推進するための組織を置く。その組織を中心として、全教職員で共通理解を図り、学校全体でいじめ対策を行う。

### 3. いじめの未然防止の取組

いじめはどの生徒にも起こり得るという事実を踏まえ、すべての生徒を対象にいじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

- (1) 生徒が主体的に学びに参加し、活躍できるような授業づくりや集団づくりを積極的に行う。
  - ①コミュニケーション能力の育成：道徳や学級活動を中心に、相手を理解し、自分をコントロールするコミュニケーション能力を育成し、適切な人間関係づくりができるようにする。エンカウンター・アサーショントレーニング・全体道徳・共生について考える活動等
  - ②授業改善：授業規律を守ることを基本とし、学び合う楽しさが感じられる授業を目指して、指導方法の工夫・改善に努める。
- (2) 学校の教育活動全体を通じ、生徒の自己有用感を高められる機会を充実させる。
  - ①自治的な活動：生徒が自分達で生活を管理できる力を育てる。生徒会スローガン「場を清め、時を守り、礼を正す」を意識した生徒会活動、学級活動を実施する。
  - ②学校行事：内中祭等への取組を通じ、生徒が主体となって活躍する場を設ける。
- (3) 学校の教育活動全体を通じて、人権教育・道徳教育の充実や、体験活動などを推進する。
  - ①人権教育の充実：「自分自身を大切に作る気持ちを育てると共に、他の良さを認めること＝共生」をすべての教育活動や指導の根幹にする。
  - ②道徳教育の充実：道徳の時間だけでなく、短学活等すべての教育活動で推進する。
  - ③職場体験、福祉体験、人権講演会等を実施する。
  - ④小・中学校交流行事を実施する。

(4) いじめ（いじめを疑われる事象を含む）について、校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、平素から研修を実施して、共通理解を図るとともに、生徒、保護者に対しても周知徹底を図る。

- ①校内研修において、定期的に事例をもとにした研修会を開き、対応への技量を高める。
- ②教職員向けのチェックリスト等により、いじめ防止への取組の充実を図る。
- ③保護者会、学級懇談会等における啓発活動を実施する。

(5) P T Aや地域の関係団体等と活動を共にする場を設けるなど、家庭、地域と連携した取り組みを推進する。

- ①内郷地区自治会連合会・体育振興会・社会福祉協議会・商工会議所等との連携を図る。
- ②スクールカウンセラーによる全員面談を実施することで全生徒が気軽に相談できる体制を構築する。

#### 4. いじめの早期発見への取り組み

日頃からの生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、生徒が示す小さな変化を見逃さないようにアンテナを高く保つ。

(1) 日常的な観察や教師間の情報交換を充実させ、生徒の様子や変化に目を配る。

- ①休み時間や放課後等の会話での生徒の様子を把握し、必要であればチャンス相談を実施し生徒のちょっとした変化に対応する。
- ②生活の記録、個人面談、家庭訪問等により把握した内容を、速やかに的確に共有できる校内体制を整える。

(2) 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

- ①教育アンケートの実施・分析。学期に1回。
- ②教育アンケートを活用した教育相談の実施。（学年職員で対応する）
- ③いじめ防止月間にいじめアンケートと啓発活動の実施。  
1回目：6月上旬  
2回目：11月上旬

(3) 在籍する生徒及びその保護者、教職員がいじめに関する相談ができる体制を整備する。

- ①相談窓口の周知：青少年教育カウンセラー  
いじめ相談ダイヤル：042-707-7053  
ヤングテレホン：042-755-2552
- ②保健室だより、相談室だよりの発行
- ③青少年教育カウンセラー（スクールカウンセラー）による校内巡回 毎週水曜日

## 5. いじめの対処

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。

(1) 被害生徒を守り、いじめをやめさせるよう、また、その再発防止のために、教育的配慮のもと毅然とした態度で加害生徒等を指導する。

- ①いじめ防止対策委員会で直ちに情報を共有し、対応について協議し、方針を決定する。
- ②速やかに事実確認を行い、関係生徒及びその保護者、集団全体（学級、部活、遊び仲間等）へそれぞれ支援、指導、助言を適切に行う。
- ③インターネット等を通じて行われる不適切な書き込み等については、直ちに関係機関と連携して削除等の措置を行う。

(2) 教職員全員の共通理解、保護者の協力、教育委員会への報告、関係機関・専門機関との連携のもとで対応する。

- ①青少年教育カウンセラー、スクールソーシャルワーカー
- ②各警察署、県警少年相談保護センター
- ③民生委員・児童委員
- ④児童相談所、各区子育て支援センター

(対応経路)

